

# 岩手県公安委員会及び岩手県公安委員会委員長の公印の管理に関する訓令

(平成20年警察本部訓令第3号)

警察本部  
警察学校  
警察署

岩手県公安委員会及び岩手県公安委員会委員長の公印の管理に関する訓令を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手県公安委員会運営規則(昭和29年岩手県公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)第21条第2項の規定に基づき、岩手県公安委員会及び岩手県公安委員会委員長の公印(以下「公印」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の管理責任者等)

第2条 公印の管理責任者(以下「管理責任者」という。)は、警務部長とする。

2 公印の保管責任者(以下「保管責任者」という。)は、規則別表に掲げる保管課署の長とする。

3 公印の取扱者(以下「取扱者」という。)は、本部の所属にあっては次長等とし、署にあっては警務課長とする。

4 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、保管責任者は取扱者を別に指定することができる。

(責務)

第3条 管理責任者は、すべての公印の管理について、その責に任ずるものとする。

2 保管責任者は、当該所属において保管する公印の管理について、その責に任ずるものとする。

3 取扱者は、保管責任者の命を受け、公印の保管及び使用に関する事務を処理するものとする。

(公印の調製等)

第4条 公印の調製又は改刻は、管理責任者が行うものとする。

2 所属長は、公印を調製し、又は改刻しようとするときは、公印調製(改刻)申請書(様式第1号)により管理責任者に申請するものとする。

(公印の登録)

第5条 管理責任者は、公印を調製し、又は改刻したときは、公印台帳(様式第2号)に押印し、かつ、所要事項を記載して公印を登録しなければならない。

2 管理責任者は、登録した公印を保管責任者に交付するときは、公印台帳の写しとともに交付するものとする。

(公印の使用)

第6条 公印を使用するとき、押印しようとする文書等及び回議用紙等の決裁書類を提示し、取扱者に公印の使用を請求しなければならない。

2 取扱者は、前項の請求があったときは、当該文書等に係る決裁の完了を確認の上、公印を使用させるものとする。

(印影の印刷)

第7条 公印の印影を印刷しようとするときは、自動車運転免許証を除き、印影印刷承認申請書(様式第3号)により管理責任者の承認を受けなければならない。

(公印等の保管)

第8条 公印は、公印箱に保管し、執務時間外にあっては金庫等に格納して置かななければならない。

2 公印の印影を印刷した書面等は、公印と同等の取扱いをするとともに、その使用状況を明らかにして置かななければならない。

(公印の事故報告)

第9条 保管責任者は、公印に盗難、紛失その他の事故があったときは、公印事故報告書(様式第4号)により、速やかに、管理責任者を経て本部長に報告しなければならない。

(公印の廃止及び廃棄)

第10条 保管責任者は、公印を廃止したときは、速やかに、管理責任者に返納するものとする。

2 管理責任者は、不要となった公印の返納を受けたときは、会計規則(平成4年岩手県規則第21条)に定める手続を経て廃棄しなければならない。

(事務処理)

第11条 この訓令による管理責任者の事務は、警務部総務課において処理するものとする。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

保存	
廃棄	

管 理 責 任 者 殿

所 属 長

公印調整（改刻）申請書

次のとおり公印を調整（改刻）する必要がありますので申請します。

記

- 1 公印（項、目、番号、印刻文字、文字の配列、大きさ等）
- 2 調整（改刻）の理由
- 3 その他

様式第2号（第5条関係）

公印台帳

年 月 日作成

整理番号	
印影	
公印番号	
印刻文字	
印材	
大きさ	
文字の配列	
用途	
保管責任者	
保管場所	
調製年月日	
改刻、廃止年月日	
廃棄年月日	
記事	

保存	
廃棄	

管 理 責 任 者 殿

保管責任者

印影印刷承認申請書

次のとおり公印の印影印刷の承認を申請します。

記

- 1 印刷する印影（項、目、番号、印刻文字、文字の配列、大きさ等）
- 2 印刷の理由
- 3 その他（印刷物の見本、部数等）

第 号  
年 月 日

保存	
廃棄	

管 理 責 任 者 殿

保管責任者

公印事故報告書

公印について次のとおり事故がありましたので報告します。

記

- 1 公印（項、目、番号、印刻文字、文字の配列、大きさ等）
- 2 事故の種類
- 3 事故発生年月日
- 4 事故発生場所
- 5 事故の概要
- 6 措置
- 7 その他